

審議（会議）結果

審議会等名称 令和元年度第4回 神奈川県建築審査会
開催日時 令和元年8月20日（火）14:00～17:00
開催場所 県庁新庁舎8階 議会第3会議室
出席委員 （会長）伊香賀俊治、（会長職務代理）三浦大介、
碓井健寛、野澤康、岡部とし子、山口貴裕、畠宏好
次回開催予定日 令和元年11月頃
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 根本
掲載形式 議事概要
議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため
審議（会議）経過

1 葉山町下山口における建築確認処分に係る審査請求について

（1）論点整理＜非公開＞

口頭審査に先立って、論点を検討した。

（2）口頭審査＜公開＞

建築基準法第94条第3項の規定に基づき、審査請求人代理人1名及び処分庁代理人4名が出席のうえ、公開による口頭審査を実施した。

《発言要旨》

（議長）それでは、まず審査請求人にお尋ねしますが、本日提出された文書は、証拠ですか、それとも陳述を補充するメモでしょうか。

（審査請求人代理人）陳述を補充するメモです。

（議長）わかりました。それでは、口頭審査終了後、メモは、審査請求人に返還いたします。

審査請求人はこれまで、平成31年2月1日付け審査請求書、同年3月13日付け反論書、令和元年5月17日付け再反論書、同年6月10日付け審査請求書、同年6月17日付け再々反論書、同年7月1日付け審査請求書、同年8月1日付け反論書、同年8月14日付け反論書（2）のとおり主張し、甲第1号証ないし第63号証を提出していますが、補足したいことがありましたらご発言ください。

（審査請求人代理人）まず初めに、甲第4号証をご覧ください。

本件は、葉山町、ちょうど風致地区の中にある風光明媚な、そして、葉山御用邸のわずか南500メートルの海岸に面した、非常に素晴らしい環境にある場所です。

そして、原告適格について、最高裁判決は、建築物による延焼の

具体的おそれのある範囲内の住民は、確認取消についての原告適格があるとしています。

甲第36号証、37、38、そして39をご覧ください。

本件建物は、火災のときには優勢な西からの海風が本件敷地の斜面を吹き上がってくるのが、本件高さ12メートルそして横100メートル以上の建物によるビル風現象によって加速され、斜面上の請求人らの宅に延焼する具体的なおそれがあることは明らかですから、審査請求人らが原告適格を有することは明らかです。

続いて、階数制限違反について論じます。

甲第45号証をご覧ください。

葉山町建築物の構造の制限及び地盤面の設定に関する条例、この第3条は、建築基準法第50条の規定により、「条例で定める建築物の構造に関する制限は、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置から上部の階数（階の一部が最下位より下にあるものを含む）の制限とする」と述べています。

そして、当該地域においては、4を超えてはならないと規定しています。

すなわち、同条の趣旨は、建築物の構造に関する制限としての階数の認定については、建築基準法施行令第2条第2項の地盤面とは異なり、建築物全体を一領域として、その最下位を基準とする。

そして、建築基準法施行令第1条の地階とは異なり、最下位より上部にあれば階の一部が最下位より下にあるものも含めて1階として階数を数える、というすぐれた住環境を保全することを目的とする規定です。

そこで、乙第18号証の3と乙第19号証をご覧ください。

乙第18号証の3の一番下の南側立面図、その左下の部分を見れば明らかなように、本件建物が周囲の地盤と接する位置のうち、最も低い位置の高さ、すなわち、この条例の最下位は、西棟の南西の隅の①の部分、4.1メートルの高さです。

続いて、甲第46号証、第47号証をご覧ください。

この甲第46号証の1枚目の断面図、そして2枚目の断面図、さらには第47号証をご覧ください。ただれば明らかなように、ピット、すなわち天井、壁、床を備えた区画構造物であるピットは、高さとして3.35メートルから5メートルのところまであります。

それから、雨水貯留槽も1.85メートルから5.0メートルの高さまであります。

すなわち、先ほどの最下位の4.1メートルより、その一部が上部にある区画構造物です。

処分庁は、居住、作業、収納等の屋内等の用途に供されるものしか階とはみなされない、ピットや雨水貯留槽は、居住、作業、収納等の屋内的用途には供されないと主張します。

しかしながら、ピットや雨水貯留槽を階数の認定から除外する明文の規定はありません。

処分庁自身が、令和元年6月27日付け弁明書9ページで、本件建築物の一部であることを認めています。

さらに、乙第21号証は何ら実定法的な根拠がありません。

階数の制限は、構造に関する制限なのですから、天井、柱、壁、床を備えた建築物の一部の区画である以上、外形的に判断されるべきものです。

甲第45号証を見ていただければ、この中で葉山町は、建築物の見かけの階数を制限するものであり、用途に応じた適用の除外を不特定であると考えます、と明言しており、これらは、同条例第5条に明文化されている適用除外にも該当しません。

さらに、甲第46号証、第47号証を見ていただければ明らかですが、このピット内にも居住のためのインフラの配管関係が収納されています。

そして、6室ある雨水貯留槽には、建築物の安全のため、敷地内の雨水を収納するものであり、そして、ここに書かれているオリフィス、さらには流出管などは詰まりやすいので、わざわざこの一つ一つ全ての区画に点検口、ここでいいますと、「②×」と書いてある印がついています。

全ての部屋について点検口とタラップが設けられ、作業員が定期的に入中に入って作業することが予定されています。

したがって、その上の屋内駐車場部分と全く同様に、居住、作業、収納等の屋内等の用途に供されていることも明らかです。

したがって、建築基準法施行令第2条第1項第8号の「倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分」と解されねばならず、そして、これらの合計は建築面積の8分の1を超えていますから、その反対解釈として、上記ピット、そして雨水貯留槽部分は1階とされ、それより上に4階分あるので、全体として同条例の

制限する建築物の構造に関する階数としては5階あることとなります。

したがって、この条例第3条に違反しているので、第1号、第2号、第3号事件の各処分は取り消されねばなりません。

続いて、建ぺい率違反について述べます。

まず、葉山町風致地区条例の建ぺい率の規制も、建築基準法第6条の建築物の敷地の適合性に関する条例の規定であり、処分庁は、適合性の確認が求められると言わねばなりません。

事業者が、第3号事件の処分について、南棟1階部分のテラス西側端の部分に壁を設けて、テラス全体の水平投影面積を建築面積に算入したのは、貴審査会において請求人らの請求主張を受け、建築面積に算入されるという判断を回避しようとしたものにほかならないと考えます。

そこで、審査請求人8月14日付け反論書(2)の図面を見てください。

南棟南側の1階部分には、テラスの延長部分として壁に囲まれた、ここで赤く塗った幅0.4メートル、長さ2.5メートルのテラスの張り出し部分が7カ所あり、その南側には壁があります。

この部分、7平方メートルも壁に囲まれた建築物の一部として建築面積に算入されなければなりません。

処分庁に対しては、本日この部分の詳細な意匠を明らかにするべきであると考えます。

続いて、処分庁は、本件建築物の敷地面積を4,786.95平方メートルとしています。

しかし、甲第49号証をご覧ください。

この2ページ目を見ると、本件確認申請のものと葉山町に対する許可申請書には、4,782.52平方メートルと表示されています。

そして、続いて甲第50号証の3枚目をご覧ください。

この増加分は、県との協議によって歩道幅が既存の国道の歩道と合計して2.5メートルとなるように整備を求められたと、乙第18号証の5にははっきりと明記されています。

国道が歩道の一部、道路と一体となるものですから、敷地内道路や道路後退部分と同様に建物敷地とは言えません。

したがって、本件建築物の敷地面積には算入できないはずですが。

続いて、甲第43号証をご覧ください。

処分庁は、第2号事件、本件変更確認の1に対して何が変わった

のかということについて一切明らかにしようとしませんが、ここに書かれている建物外周部コンクリートの厚さが増加したということは、本件建築物は、柱より外側に外壁がありますので、建築面積が増加し、建ぺい率の増加をもたらすものにほかなりません。

処分庁は、外周部コンクリート厚さの増加する部分は、地面より下部であるから建築面積は増加しないと主張しますが、まず、どの部分について、どの高さについて、どれだけの厚さが増加したのか、それを本日特定して明らかにすべきだと考えます。

建築基準法施行令第2条第1項第2号によれば、建築面積は、「地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く」としてきます。

そこで、乙第18号証の3をご覧ください。

この中段の左側にある東側立面図を見ていただくと明らかなように、東側の部分の地上高さは、上部の9メートルから10メートルの高さにあります。

そこで、もし土圧との関係でこの地盤高さまで厚さを増やすとするならば、厚さの増える部分は、この領域2と書かれている部分の平均地盤面7.91メートルより、さらに2階の設定上の底面の8.16メートルよりも、地盤面より1メートル以下にないということにはなりません。

さらに、また戻って甲第47号証をご覧ください。

もし、このコンクリートの厚みが増える部分が、この地下の雨水貯留槽の周りだけの増加としても、その上端の5.35メートルは、領域1の平均地盤面の5.47メートルより、そして1階の設計上の底面の5.35メートルより、そして先ほど指摘した葉山町の地下室マンション条例の最下位4.1メートルよりも、1メートルより下にないということにはなりません。

したがって、この増加部分は、上記地階で、地盤面上1メートル以下にある部分には当たらないので、厚さが増加した外壁の中心線内の部分は建築面積の対象となり、推定するに0.1メートル掛ける外周55メートル、すなわち5.5平方メートルについては建築面積が増加されねばなりません。

続いて、建ぺい率は、風致地区条例の趣旨にも従い、建ぺい率の緩和規定も十分な開放性を具備されている場合にのみ限るよう厳格に解釈されねばなりません。

そこで、甲第52号証をご覧になってください。

乙第18号証の3及び甲第52号証を見れば、この2枚目の東側のひさし、これはその終端部において、その東側にある建築物たるバイク置き場と接しており、東側ひさしの下端は、その厚さから11.80メートル以下、バイク置き場の上端は、地盤面が9.45メートル、そしてこの高さは不明で、本日明らかにされるべきだと思いますが、これを2.5メートルとすると、11.95メートルで、その部分は全く重なってしまいます。

すなわち、この部分はゲート、トンネル状の閉鎖的な一体の建築物となっているのです。

そこで、乙第2号証でかつて北西側の出口のゲート状部分が建築面積とされていたのと同様に、この部分も建築面積に算入されねばなりません。

続いて、西側西棟北側のひさし下の問題です。

同じく乙第18号証の3をご覧になってください。

一番上の段、北側立面図の右下の部分を見れば明らかなように、この北側のひさしの部分の高さは、地盤がほぼ4.5メートル程度の歩行者用の通路となっており、さらにその北の先端部に、ちょうど乙第18号証の6の一番下の段に書かれているように、このひさし下の部分のちょうど北側の部分は、そこに1メートルの擁壁があり、さらにフェンスがあるということになっています。

開発変更許可申請手続においても、事業者はこの擁壁を建築物の一部と考えて、開発手続上の擁壁としての審査を受けていません。

そして、乙第19号証を見ると、平均地盤算定表においても、南側南棟東側ひさしについては、ひさしの内側部分の地盤高を平均地盤のもととしているのに、この今、問題になっている西棟の北側ひさし下においては、ひさしの内側部分の4.65メートルではなく、ひさしの外側部分の5.35メートルをもとに算出している。このことは、この建物と一体の擁壁が建築物の一部であるとの認識を示しており、処分庁も弁明書(2)で通路は建築物の一部と認めており、この建築物と一体となった通路床及び擁壁を建築物の対象から除外する規定もないので、ひさしを含めてこの部分については建築面積に算入されなければなりません。

さらに、乙第18号証の8をご覧になってください。

西棟と南棟の屋外階段も、軒、ひさし、はね出し縁に類するものには分類的に該当しません。

したがって、国交省の基準に従うと、地階を除く階数が1の要件に該当しないので、これも除外することはできません。

最後に、2段式機械式駐車場の問題です。

甲第27号証をご覧になってください。

本件2段式機械式駐車場は、屋根に類する構造を備えた建築物に該当し、機械式駐車場部分は建築面積に算入されねばなりません。

通常で概念で建築物と言いがたい、屋根のない2層の自走式駐車場でさえ、法は屋根に類する構造として建築物と認めているのですから、それと構造的に共通し、小型化したにすぎない2段式の機械式駐車場も建築物と捉えるのが正しい解釈と言えます。本日お配りした資料1、これがまさにこの写真であります、これを見れば建築物であるということは明らかだと思われま

すが、これをいまして、これらを総合すると、本件建物については建ぺい率は明らかに40%を超えています。

さらに、高さ制限の問題について述べます。

甲第45号証をご覧になってください。

先ほどの葉山町の地下室マンション条例は、「地盤面は、最下位の高さにおける水平面とする」としています。

したがって、同じ葉山町の本件建築物について、高度地区決定の高さ規制においても、地盤面は統一的に最下位の高さとされ、その4.1メートルから数えれば、建物の高さは13.24メートルとなり、12メートルの制限に違反しています。

さらに、乙第19号証をご覧になってください。

事業者は、この高さについて、領域の設定を㊸と㊹を結ぶ線としています。

しかし、それは明らかに、これから述べるように不合理です。

まず、甲第13号証をご覧になってください。

もともとこの土地は、西側のXの研修所、そして東側のY邸のある盛土部分というふうに、全く異なる2種類の2段の土地を1区画にしたものです。

このもともとの原地形に沿って領域も設定されるべきです。

さらに、乙第18号証の3を見ると、事業者はこの途中、㊸と㊹の地点に、この地形に合わせて垂直の擁壁をつくって両者を区分

しています。

そこで、甲第57号証日本建築主事会議の解説によれば、地盤の設定の方法については、低い地盤面と高い地盤面に接する部分に切り分けて設定した領域ごとに平均の高さを算定する、というふうにしております。

そうすると、甲第58号証をご覧になってください。

本件の地盤、高さについて、横から、そして立体的にこれを表したのがこの甲第58号証です。

ここにはっきり見られているように、領域1と領域2は、この赤色の部分、そして青色の部分というふうに切り分けられるべきであります。

そうすると、赤色の部分、それぞれその途中には垂直の擁壁がありますから、低い部分については、この周囲の高さは5.35メートルの地盤しかありません。

また、高い部分については、それより高い部分があるということになるわけです。

したがって、この乙第19号証の平均地盤の算定の仕方は、このような地盤の区分に反しているということになります。

そこで、本日お配りした資料2をご覧になってください。

この人為的な、誤った領域区分により高くされた部分を、もともとのこの赤い線に沿って0メートルというふうに直していくと、本件の平均地盤は5.35メートルよりも高くなるどころか、逆に0.55メートル低くなり、その結果として高さは17.34メートルを超えることとなります。

続いて、盛土を無効としている地盤面の問題については、甲第13号証をご覧になってください。

本件のもともとの地盤の高さは4.6メートルです。

それを業者は5.35メートルまで人為的に盛土をして、そして平均地盤を高くしようとしている。

これについては、これを無効とした甲第14号証の横浜地裁の判決をご覧になってください。

そして最後に、西側建物が特に低いということを指摘したいと思います。

この建物、南棟と西棟は別々の建物と解されるべきです。

そして、乙第18号証の3の、先ほど指摘した西棟の北側ひさし部分は明らかに下がっています。

平均地盤面は、この第18号証の3の上段の右側に書かれているように、高さ4.65メートルしかない。

それを、ひさしが隠すことによってこの平均地盤面をごまかそうとしているのです。

この部分を正しくとっていけば、さらに先ほど申した平均地盤面より5センチほど下がるはずです。

したがって、17.34メートルである西側建物は12メートルを超えていることとなります。

それからさらに、構造耐力の問題です。

この問題については、国道側の軟弱地盤と豊富な地下水による著しい土圧が建物にかかることとなります。

本件工事開始後にも山留めが崩れるという重大な事態、そして今日の配付資料の4にあるように、道路部分にも著しいひび割れが発生しています。

しかしながら、処分庁は構造関係の書類を提出しようとして、審査会も提出させようとしていません。

しかし、ここで将来、地盤の被害が発生した場合に、誰が責任をとるのでしょうか。

続いて、水の問題です。

本件敷地は豊富な地下水が発生する湿潤な土地です。

そして、著しい水圧がかかり、周囲に影響が出ることについては、甲第21号証ないし22、23、24に詳しく説明したところです。

ところが、処分庁は、山側に敷設されたわずか1本の有孔排水管のみで十分であると主張しています。

しかし、それで有効な排水対策として機能しないのならば、本件についてこの現実に水がたまっている状況、そして将来的にも大きな地盤の変動の危険性が予測されるということについて、一体誰がこの衛生上、そして安全上、必要な措置を講じたと言えることになるのでしょうか。

最後、まとめになります。

したがって、本件各処分は、これらいずれの理由によっても取り消されねばなりません。

甲第25号証をご覧になってください。

過去にも建築基準法上の行為によって、このような著しい被害が発生しています。

そして、近時もこのような建築基準法違反の被害が多発しています。

この多発の原因には、建物にシロアリが発生して建物が損壊されてしまうように、建築物の安全性を守るために設けられた建築確認制度、建築安全の監督制度、そして建築審査会制度に、シロアリたちが発生して機能不全になっているという実態があるからではないでしょうか。

私は、甲第12号証、そして第26号証にあるように、建築審査会が違法性を無視したら、裁判所はそれを無視せずに確認処分を取り消した判決を獲得してきました。

まさに今、建築審査会制度と皆さん審査会委員一人一人の役割が問われているのです。

きちんと市民の訴えに耳を傾け、現場の状況を把握し、設計・構造図面をチェックし、建築法規を厳格に適用して、必要な違法性の判断から逃げることなく、将来にわたって安全と環境が守られる処分取消の裁決を下されるよう、心から求めます。

以上です。

(議長) それでは次に、処分庁にお尋ねしますが、処分庁はこれまで、平成31年2月21日付け弁明書、同年4月18日付け弁明書(2)、令和元年6月5日付け弁明書(3)、同年6月27日付け弁明書、同年7月18日付け弁明書、同年8月14日付け弁明書(2)のとおり弁明し、乙第1号証ないし第24号証を提出していますが、これまでの審査請求書、反論書及びただいまの陳述に対して、弁明がありましたらご発言ください。

(処分庁代理人) 審査請求人から8月14日付け反論書(2)が提出されておりますので、口頭で弁明させていただきます。

審査請求人が、反論書の(2)で、乙号証のところに上書きをされて、赤く染めた部分が建築面積に入るのではないかという主張をされております。

審査請求人の指摘する部分、南側1階テラスと駐車場の間の赤く染めた部分の端を壁ではないかというふうに主張されておりますけれども、これは建築物の外壁ということではなく、駐車場とテラスとの目隠しのフェンスでございます。

したがって、その間に赤く染められた部分ですけれども、ここは、この上部に屋根等もございませんので、建築面積に算入する必要のない部分であるというふうに考えております。

したがって、本件処分の建築面積は適切に算定されており、審査

請求人の主張は失当であるというふうに考えております。

そのほか、本案前の弁明、本案の弁明を含めまして、既に弁明書で述べているとおりでございますので、ここでつけ加えることはございません。

以上です。

(議長) それでは、委員の皆様から審査請求人あるいは処分庁、どちらでも構いませんが、ご質問がありましたら順次お願いします。

(委員) 今日ご提出いただいた資料1で、これが駐車場の写真でございますが、これは本件の機械式駐車場に類似のものという……

(審査請求人代理人) 類似のものです。

建物の中に使用されているというところだけが違います。

(委員) これが上下に移動すると。

(審査請求人代理人) そうです、はい。

(委員) これが上がった……

(審査請求人代理人) 上がった状態です。

(委員) 屋根の部分にもう1台入るといことですね。

(審査請求人代理人) はい。

そういうことです。

(委員) 原告適格とおっしゃっていますが、ここでは不服申立人適格ということだと思えますが、平成31年3月13日付け反論書に原告適格についてということ論じられていますけれども、このほか原告適格でつけ加えられた部分というのは、令和元年6月17日付けですかね。

(審査請求人代理人) はい。

(委員) 内容は大きく変わっているのですか。

(審査請求人代理人) 原告適格というのは具体的なものですので、具体的なものとして延焼のおそれというところで、ここでは第36号証から第39号証までを引用しているわけですが、まず第36号証で、葉山は海岸沿いで特にこの地域は風が強いと。

そして第37号証で、気象データとしては西風が優勢風であると。それから、第38号証は地形図ですが、この本件地域がせり上がった斜面になっていると。

そして第39号証で、そうすると先ほども説明しましたとおり、西からの優勢風が地形に基づいて上がって、さらにこれに本件建物のビル風現象が重なっていくと、4階建ての建物に火災が起これば、容易に原告らの建物に延焼すると。

その具体的なおそれがあるということ、より厳密に立証した

ものです。

それが6月17日付けのということになります。

(委員) 3月13日付けのものですが、最高裁判決が引かれています。

これは、建築基準法第59条の2第1項の許可の取消訴訟と書かれていますが、この事件は、建築確認処分の取消訴訟ではないということでもよろしいですかね。

第59条の2第1項の許可の取消訴訟の原告適格を有すると判示している、というふうに書かれてはいますが。

(審査請求人代理人) これは総合計画ではなかったですかね。

(委員) 高度利用地区に関するのが59条関係だと思いますので。

(審査請求人代理人) もし必要なら建築確認でも同様の判決が出ているのがあると思います。

(委員) さらに3月13日付けですが、原告適格を証明されるということで、請求人の方々の中で何名かお名前が挙がっていらっしゃるというのが1ページ目にございますが、Zさんがここのお名前からは漏れているように思うのです。

要は、おっしゃっていることが、4階建てマンションから国道を隔てたわずか10メートルほどの距離しかない東斜面上に自宅を所有して居住されている請求人の方々ということで、地図上で見ても国道を隔てた5軒の方々ですかね。

(審査請求人代理人) はい。

(委員) 今度、国道とは違う海沿い側の、県立葉山公園に隣接されているZさんでしょうか、この方についての原告適格の主張というのはいかがですか。

(審査請求人代理人) やはり最高裁の基準に当てはまっているということで言うならば、それについての主張とか立証は、今回はしないと言うことになるかと思います。

(委員) 直接的な被害を受けるおそれがあるという範囲でと。

(審査請求人代理人) はい。

それがこの5人ということになります。

(議長) ほかにいかがでしょうか。

(審査請求人代理人) 私のほうからいいですか。

(議長) はい。どうぞ。

(審査請求人代理人) 委員会のほうから、まだ本件の中で、今日私が述べた中で、2点ちょっと明らかになっていない点があると思います。

一つは、地中のコンクリートの外周厚さが増したという部分があるかどうか、高さがある部分までなのかということと、何センチ増したのかということと、これについては、何らかの図面も出されると思っていたのですが、今まで何も出されてい

せんで、その点を処分庁に明らかにしていただきたいというのが1点ございます。

それともう1点は、先ほど甲第52号証で出しました図面でも、バイク置き場の高さが不明なんです。

これも確認の対象であると思いますので、高さを明らかにしていただくよう釈明いただければと思います。

(議長) 今2点、改めて審査請求人から質問がございましたが。

(処分庁代理人) 二つ目のバイク置き場の高さですが、約2.3メートルでございます。それから、コンクリートの壁厚が増えた部分ですが、南棟の南側のいずれもピットといいますか、その部分の壁厚が外側に増えたということで、いずれも地中の部分に当たります。

(議長) 地盤よりも下の部分の厚みが増えた。

(処分庁代理人) 地盤より下です。

(審査請求人代理人) 1メートル下の部分ですか。

(処分庁代理人) 地盤面より下の部分ということでございます。

(審査請求人代理人) 地盤面まで厚みが増えているということですよ。

(処分庁代理人) 地盤面より下ですね。土の中で外側から見えない部分です。

(審査請求人代理人) その最高高さが増えた。

つまり、施行令によれば、建築面積から除かれるのは、地盤面よりも1メートル下の部分にあるものは除かれる、と書いてあるので、5.47までは厚くなっているのです。

(処分庁代理人) 審査請求人の言われていることがちょっと理解できないのですが。

(審査請求人代理人) 5.47のところから地中の部分が厚くなっているということですね。

(処分庁代理人) 施行令では、「地盤面上1メートル以下にある部分を除く」とありますので、その解釈が私たちと違う解釈をしているのだと思われません。

(議長) 審査請求人の解釈と処分庁の解釈が、ちょっと認識のずれがあるようですが。

(審査請求人代理人) いいのですけれども、事実としては5.47メートルの部分までは厚くなっているということなのですか。

(処分庁代理人) よりも下の部分が厚くなっているというふうに申し上げます。

つまり、地盤面より下の部分。

(議長) バイク置き場の高さ2.3メートルという回答がありましたが、その回答でよろしいですか。

(審査請求人代理人) はい。

そうすると、ほとんどつながっているということですよ。

ドーム状になっているということになると思います。

(議長) それでは、おおむね予定の時間になりましたので、これ以上、特になければ口頭審査を終了したいと思います。

あわせて、本日で当審査請求に係る審理手続を終結してもよいでしょうか。

これは、こちらの委員の皆様にお尋ねします。

よろしいですか。

(各委員) 異議なし

(議長) それでは、当審査請求に係る審理手続を終結いたします。

(3) 裁決書の裁定等について<非公開>

口頭審査等を踏まえ、裁決の裁定等の審議がなされた。

2 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。